



## 特別活動(学校行事)で②

運動会で、競技の雰囲気盛り上げるためにBGMとしていろいろな音楽を流します。  
また、応援を明るく華やかにするために旗や看板に人気キャラクターの絵を描きます。

チームごとにまんがのキャラクターを決めて旗や看板に絵を描こうよ。チームの団結が強くなるよ。

運動会で使ういろんな音楽をテープやMDに編集しておくとお便利じゃないかな。

キャラクターのお面や着ぐるみを作って応援団が着たり付けたりすると、盛り上がるんじゃないかな。

先生、今、流行っているあの曲を入场行進曲に使ってよ。

リレーのときは絶対この曲が盛り上がるね。

その曲なら家にCDがあるから持ってくるよ。

### 教師のための解説

CDなどの録音物を使って学校の放送室や運動会用の特施設から競技のBGMを流すことは音楽の演奏に当たります(校内放送といいますが、著作権法上の有線放送ではありません。)

学校の運動会の場合、この演奏については一般的には非営利・無料・無報酬で行われますので、作詞家・作曲家(著作権者)の了解を得る必要はありません。

旗や看板にまんがやアニメのキャラクターを描いたり、キャラクターを使ってお面や着ぐるみを作ることはその絵の複製に当たりますが、学校教育では、授業の過程で教師や子どもたちが複製する場合、著作権者の了解を得る必要はありません。この事例の場合も、運動会は授業の過程に該当するため、キャラクターの作者に了解を得る必要はありませんが、運動会の終了後も作成したものを恒常的に掲示するなど当初の目的をこえて使用するような場合には作者の了解が必要です。

運動会のBGMにはできるだけ学校にあるCDを使って盛り上げるようにするけど、これというお勧めの曲があれば教えてね。「事前に曲をコピーしておくとお便利だ」というアイディアはよく思いついたね。だけど、もしCDなどから録音する行為が誰でも自由にできるということになったら、誰もCDを買わなくなってしまうかもしれないね。そのほかにどんな問題が起きるかについて、今度考えてみよう。

まんがやアニメのキャラクターを応援グッズに使うときっと楽しくなるね。どんな形で使われるのかはまんが家の人たちも気になるだろうから、連絡をとって了解してもらう必要があるね。作者の了解をもらってキャラクターを使う方法もあるけど、みんなのオリジナルキャラクターを創って発表するのもいいんじゃないかな?

